

奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の保育士等の処遇改善を実施し、民間の保育所等における保育士等の給与の透明化を図ることにより、保育人材の確保・定着を促進するため、市町村に対し、保育士等の処遇改善を実施する事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、奈良県保育士等処遇改善事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業とする。

(補助対象経費及び交付の算定方法)

第4条 この事業の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、職員の処遇改善を行う施設等に対し、市町村長がその処遇改善に要する経費の全部又は一部を補助する場合、又は委託事業において職員の処遇改善を実施する場合において、市町村長が補助金又は委託料として支出する額とする。

2 この補助金の交付額は、下表の第1欄に定める基準額と前項に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 補助率
職員1人当たり月額20,000円に実施要綱第4条の要件を満たす月数を乗じた額	1/2

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 奈良県保育士等処遇改善事業補助金所要額調書（別紙1）

- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面にて通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県保育士等処遇改善事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 交付決定額に対する20%未満の減額の場合
- (2) 交付決定額に対する減額の範囲内での経費の配分の変更を行う場合

（補助金の概算払）

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県保育士等処遇改善事業補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 奈良県保育士等処遇改善事業補助金精算書（別紙3）
- (2) 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(補助金の確定)

第13条 知事は、前条に定める実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第9条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第8条の規定に違反したとき。
 - (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

市 町 村 長

奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付申請書

年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金について、次のとおり交付されたく、奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

第2号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

市 町 村 長

奈良県保育士等処遇改善事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金について、奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付要綱第8条の規定により、変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

1 今回追加（減額）交付申請額 金 円

（単位：円）

変更後 補助金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金所要額変更調書（別紙2）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

第3号様式（第9条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

ただし、 年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

奈良県知事 殿

市 町 村 長 名

第4号様式（第12条関係）

文 書 番 号
年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

市 町 村 長

奈良県保育士等処遇改善事業補助金実績報告書

年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金に係る事業実績について、奈良県保育士等処遇改善事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金精算書（別紙3）
- (2) 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

第5号様式（第14条関係）

補助金請求書

既交付額	金	円
確定額	金	円
差引請求額	金	円

ただし、年度奈良県保育士等処遇改善事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

奈良県知事 殿

市 町 村 長 名